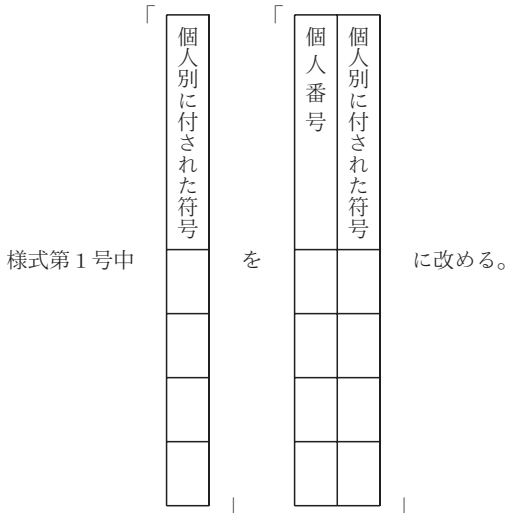


(4) 代理人が利用中止請求をする場合には、法定代理人又は委任による代理人の別



様式第2号中「法定代理人が法人」を「代理人が法人」に、「法定代理人が開示請求をする場合には、」を「代理人が開示請求をする場合には法定代理人又は委任による代理人の別及び法定代理人が開示請求をする場合には」に、

- 未成年者（ 年 月 日生）を
- 成年被後見人
- 法定代理人
- 未成年者（ 年 月 日生）に改め、同様式
- 成年被後見人
- 委任による代理人（特定記録情報に限る。）」

の注に次のように加える。

3 委任による代理人が請求する場合には、1の書類のほか特定記録情報の本人の記名押印した委任状及び印鑑に関する証明書の提示又は提出が必要です。

様式第4号中「法定代理人が法人」を「代理人が法人」に、「法定代理人が訂正請求をする場合には、」を「代理人が訂正請求をする場合には法定代理人又は委任による代理人の別及び法定代理人が開示請求をする場合には」に、

- 未成年者（ 年 月 日生）を
- 成年被後見人
- 法定代理人
- 未成年者（ 年 月 日生）に改め、同様式
- 成年被後見人
- 委任による代理人（特定記録情報に限る。）」

の注に次のように加える。

4 委任による代理人が請求する場合には、1及び2の書類のほか特定記録情報の本人の記名押印した委任状及び印鑑に関する証明書の提示又は提出が必要です。

様式第5号中「法定代理人が法人」を「代理人が法人」に、「法定代理人が開示請求をする場合には、」を「代理人が開示請求をする場合には法定代理人又は委任による代理人の別及び法定代理人が開示請求をする場合には」に、

- 未成年者（ 年 月 日生）を
- 成年被後見人
- 法定代理人
- 未成年者（ 年 月 日生）に改め、同様式
- 成年被後見人
- 委任による代理人（特定記録情報に限る。）」

の注に次のように加える。

3 委任による代理人が請求する場合には、1の書類のほか特定記録情報の本人の記名押印した委任状及び印鑑に関する証明書の提示又は提出が必要です。

総務課

長野県議会告示第2号

議会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成19年長野県議会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成28年1月1日から施行します。

平成27年12月24日

長野県議会議長 西沢正隆

第4条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

総務課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年12月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日  
平成27年12月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人おみごと
- 3 代表者の氏名  
高野 忠房、塚原 勝幸
- 4 主たる事務所の所在地  
東筑摩郡麻績村日6305番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、村の基幹産業である農業を持続可能なものとするために必要な施策展開を行うとともに、都市部から移住した地域の担い手等の人材育成を支援することで、麻績村の明るい未来を創り上げていくことを目的とする。

県民協働課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成27年12月24日

長野県知事 阿部 守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マツヤ小諸インター店  
小諸市大字諸字鳥井辺297-1 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社マツヤ  
長野市大字北尾張部710-1
- 変更事項

- 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)マツヤ	午前7時	午後10時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)マツヤ	午前7時	午前0時

- 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前6時30分～午後10時30分	午前6時30分～午前0時30分

- 変更年月日  
平成28年2月16日
- 届出年月日  
平成27年12月8日
- 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県佐久地方事務所商工観光課
- 縦覧の期間  
平成27年12月24日から平成28年4月25日まで
- 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 意見書の提出先  
長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成27年12月24日

長野県知事 阿部 守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マツヤ白田店  
佐久市田口5566 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社マツヤ  
長野市大字北尾張部710-1
- 変更事項

- 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)マツヤ	午前7時	午後10時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)マツヤ	午前7時	午前0時

- 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前6時30分～午後10時30分	午前6時30分～午前0時30分

- 変更年月日  
平成28年2月16日
- 届出年月日  
平成27年12月8日
- 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県佐久地方事務所商工観光課
- 縦覧の期間  
平成27年12月24日から平成28年4月25日まで
- 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 意見書の提出先  
長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成27年12月24日

長野県知事 阿部守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤ南佐久店

佐久穂町大字畑3804-1ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤ

長野市大字北尾張部710-1

## 3 変更事項

## (1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)マツヤ	午前7時	午後10時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)マツヤ	午前7時	午前0時

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前6時30分～午後10時30分	午前6時30分～午前0時30分

## 4 変更年月日

平成28年2月16日

## 5 届出年月日

平成27年12月8日

## 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県佐久地方事務所商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成27年12月24日から平成28年4月25日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

## 公告

県営小川地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成27年12月24日

長野県知事 阿部守一

## 1 土地改良事業の名称

県営畑地帯総合土地改良事業 小川地区

## 2 工事着手年月日

平成22年12月24日

## 3 工事完了年月日

平成27年9月7日

農地整備課

## 公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行います。

平成27年12月24日

長野県知事 阿部守一

## 1 建築物の建築の計画

## (1) 建築場所

北佐久郡軽井沢町長倉字二段236-1の一部、236-3、236-4の一部、236-5、236-6、248、249-1、249-3、250、251-1、251-2、251-4、252-1、253-1の一部、253-3、254、255、256、258-1

北佐久郡軽井沢町長倉字中島291-1、292-1、304-1、305-1、306、306-1

北佐久郡軽井沢町長倉字後原307-1、308、310、312の一部、315-1、315-2、316、318、322-1、322-4

北佐久郡軽井沢町長倉字西ノ沢345-2

## (2) 建築主氏名

東急不動産株式会社 代表取締役 植村 仁

## (3) 用途地域

第一種住居地域

## (4) 敷地面積

50,078.90平方メートル

## (5) 主要用途

ホテル

## (6) 構造及び階数

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造及び木造 地上2階、地下1階建て

## (7) 工事種別

新築

## (8) 規模

	申請部分	申請以外の部分	合計
建築面積	12,540.51 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	12,540.51 m <sup>2</sup>
延べ面積	23,789.96 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	23,789.96 m <sup>2</sup>

## (9) 建ぺい率 25.04パーセント

容積率 46.56パーセント

2 日時 平成28年1月12日(火) 午後2時から

- 3 場所 北佐久郡軽井沢町長倉2353-1  
軽井沢町中央公民館1階講義室

建築住宅課

## 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成27年12月24日

長野県佐久地方事務所長 清水 深

1(1) 許可番号

平成27年4月21日 長野県佐久地方事務所指令26佐地建第43-15号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

佐久市平賀字落場4193-2、4194、4195、4198-1

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

佐久市中込3056

佐久市長 柳田 清二

2(1) 許可番号

平成27年11月11日 長野県佐久地方事務所指令27佐地建第26-9号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

佐久市協和字清水田7430-1の内、7433-2の内、8539-4の内、7434の内

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

佐久市中込3056

佐久市長 柳田 清二

3(1) 許可番号

平成27年12月14日 長野県佐久地方事務所指令27佐地建第26-14号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

佐久市安原字東大久保1265-1、1265-4、1265-7、1269-1、1269-4、1270-1、1270-2、1282-1、1282-2、1284-1、1285-1、1285-2、1285-5、1285-6、1282-6

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南佐久郡川上村大深山1186

株式会社ナナーズ 代表取締役社長 菊池 芳徳

都市・まちづくり課

## 公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成27年12月24日

長野県長野地方事務所長 島田 伸之

1 許可番号

平成27年12月2日 長野県長野地方事務所指令27長地建第20-5号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

埴科郡坂城町大字坂城字中川原10002-1、10030-1、10030-

2、10030-3、10031-1

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埴科郡坂城町大字坂城10070番地

株式会社アルプスツール 代表取締役 綱島 武寛

都市・まちづくり課

## 公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成27年12月24日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
初心者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの(同号の規定による許可を受けて、猟銃又は空気銃を所持する者を除く。)

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
2月21日(日)	午前10時から午後4時まで	長野会場	長野市大字安茂里1777番地1 安茂里公民館	60名

3 講習科目、時間数及び考査方法

講習科目	時間数	考査方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後、正誤式による考査を行います。(所要時間60分)
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書(以下「申込書」という。)に必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)1枚を添えて、住所を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで(土曜日、日曜日及び休日を除きます。)とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙(申込書上部余白に貼り、消印はしないでください。)により納付してください。

5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のた

めに必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成27年12月24日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の別種	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの。

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
2月3日(水)	午後1時から午後4時まで	上田会場	上田市上田原1640番地 上田創造館	60名
2月10日(水)	午後1時から午後4時まで	大町会場	大町市大町1601番地2 大町文化会館フレンド・プラザ大町	60名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）1枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書上部余白に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄

りの警察署に行ってください。

- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2及び第99条の3に規定する技能検定員及び教習指導員の審査を次のとおり行います。

平成27年12月24日

長野県公安委員会委員長 大澤 一郎

1 審査の種類、期日及び場所

種類	期日	場所
技能検定員審査	知識・技能（普通） 平成28年1月25日（月） 午前9時から午後0時まで	塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73-116 長野県警察本部交通部 運転免許本部 中南信運転免許センター
	知識・技能（大型二種、中型二種、普通二種） 平成28年1月25日（月） 午前9時から午後0時まで	
	車種追加（大特） 平成28年1月26日（火） 午後1時から午後5時まで	
	車種追加（中型） 平成28年1月28日（木） 午前9時から午後5時まで	
教習指導員審査	知識・技能（普通） 平成28年1月25日（月） 午前9時から午後0時まで	
	知識・技能（大型二種、中型二種、普通二種） 平成28年1月25日（月） 午前9時から午後0時まで	
	車種追加（大特） 平成28年1月27日（水） 午後1時から午後5時まで	
	車種追加（中型） 平成28年1月29日（金） 午前9時から午後5時まで	

2 審査方法

- (1) 技能検定員審査（中型、普通又は大特）

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行う。
技能検定に関する知識	法第108条の28第4項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行う。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	

(2) 技能検定員審査（大型二種、中型二種又は普通二種）

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行う。
技能検定に関する知識	道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行う。

(3) 教習指導員審査（中型、普通又は大特）

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行う。
教習に関する知識	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	
	自動車教習所に関する法令についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行う。
	教習指導員として必要な教育についての知識	

(4) 教習指導員審査（大型二種、中型二種又は普通二種）

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行う。
教習に関する知識	道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。

3 審査の手続

(1) 審査の申請

審査を受けようとする者は、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）別記様式第1号の審査申請書に必要な事項を記入し、次に掲げる書類等を添付して、長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許課を経由して長野県公安委員会に提出すること。

ア 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証す

る書面

ウ 運転免許証の写し

エ 審査申請書に貼る写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものとする。

(2) 申請の受付期限

平成28年1月14日(木)までとする。

(3) 審査手数料の額

ア 技能検定員審査

(7) 技能検定員審査(普通) 19,650円

(4) 技能検定員審査(中型) 23,450円

(9) 技能検定員審査(大特) 14,500円

(1) 技能検定員審査(大型二種、中型二種又は普通二種)

21,700円

イ 教習指導員審査

(7) 教習指導員審査(普通) 11,800円

(4) 教習指導員審査(中型) 14,950円

(9) 教習指導員審査(大特) 9,400円

(1) 教習指導員審査(大型二種、中型二種又は普通二種)

12,750円

ウ 審査細目についての審査を免除される者にあつては、長野県警察関係許可等手数料徴収条例(昭和29年長野県条例第36号)に定める額を減ずるものとする。

エ 審査手数料は、長野県収入証紙により(申請書に貼って、消印しないこと。)納付すること。

4 その他

(1) 審査当日は、筆記具及び運転免許証を持参すること。

(2) 審査手続についての問い合わせは、長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許課(電話026-292-2345内線231)を行うこと。

東北信運転免許課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年12月24日

長野県警察本部長 尾崎 徹

1 入札に付する事項

(1) 借入れをする物品等及び数量

住宅地図データ一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成28年3月1日から平成33年2月28日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって

落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請書の入手

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/nyusatusankasikaku.html>

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県会計局契約・検査課用品調達係

電話 026(235)7079

4 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県警察本部警務部情報管理課

電話 026(233)0110 内線 2421

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成28年2月19日(金) 午後2時

イ 場所 長野県庁 西庁舎1階入札室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 平成28年2月18日(木) 午後5時

イ 提出場所 警察本部専用郵便番号 380-8510

長野県警察本部警務部情報管理課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事

項について説明した書類を、平成28年2月15日(月)午後5時まで以上に上記4の場所に提出してください。この場合において、入札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

6 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県警察本部長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

A set of Town map data

(2) Lease Duration:

From March 1, 2016 until February 28, 2021

(3) Delivery places:

As mentioned in the tender description and specification

(4) Contact place for information about the tender; description/conditions/and other inquiries:

Information Management Division, Police Administration Department,  
Nagano Prefectural Police Headquarters,  
692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City  
TEL: 026-233-0110 Ext. 2421

(5) Time and place for the tender and bid opening:

Time: 2:00 p.m., February 19, 2016

Place: Bidroom, Nagano Prefectural government West annex

(6) Time limit for the tender by mail and the delivery location:

Time: 5:00 p.m., February 18, 2016

Place: Information Management Division, Police Administration Department,  
Nagano Prefectural Police Headquarters

380-8510 (Exclusive postal code for Nagano Prefectural Police Headquarters)

情報管理課

正 誤

平成27年12月14日付け長野県告示第582号「身体障害者福祉法に基づく医師の指定」中

ページ	行(箇所)	誤	正
3	下から23	視覚 聴覚 平衡 音声・言語	肢体不自由 視覚 聴覚 平衡 音声・言語

障がい者支援課